

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を改定

平成24～26年度の介護保険料が決まりました

このほど、「尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を改定しました。これらは高齢者の保健・福祉に関する事業全般や介護保険制度を円滑に実施していくために介護サービスの見込み量などを定めたもので、計画期間は平成24～26年度の3年間となります。計画の改定については、市民や学識経験者などで構成された尼崎市社会保障審議会で審議してきました。ここではこれらの計画の概要についてお知らせします。

詳しくは市役所高齢介護課 TEL06-6489-6335

■ 計画の基本理念 ■

「高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会の構築」を計画の基本理念に据え、以下の個別目標を設定し、実効性のある計画の推進を図ります。

■ 個別目標 ■

- ① 高齢者個人の尊厳を重視し、権利擁護の取り組みを推進します
- ② 多様化する高齢者ニーズに対応した地域包括ケアシステムを確立し推進します
- ③ すべての市民が活力ある高齢期を過せるように、壮年期からの健康づくりや、介護予防を推進します
- ④ 高齢者が安心して自立した生活を送ることができる、まちづくりを推進します
- ⑤ 高齢者の社会参加を促進し、ふれあいと生きがいのある地域社会の形成に努めます
- ⑥ 地域の福祉力を高める自主的な活動を促進し、保健福祉コミュニティの形成に努めます

あまがさき

介護保険

だより

発行：平成24年6月
尼崎市介護保険事業担当課
電話番号：06-6489-6343
ファックス：06-6489-7505

尼崎市のホームページアドレス
<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>

高齢者保健福祉計画

高齢者が住み慣れた地域や環境の中で、自立し安心して暮らせるよう、壮年期からの健康づくり・生きがいづくりができる環境整備を目指すとともに、高齢者が地域において大きな役割を担えるような地域社会の形成に努めます。また、介護が必要な状態になっても、その状態を維持・改善していけるような継続性と貫性をもったケアマネジメントを行える体制づくりを計画的に行っていくことを目標としています。

【要援護高齢者等を支える地域包括ケア体制の推進】

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれるなか、本市では要援護高齢者を地域で支えるとともに、安否確認などを行う見守り活動に取り組みます。また、地域の保健医療福祉の関係機関が相互に連携することが求められているなか、地域包括支援センターの機能を充実させることも、高齢者を地域全体で支える体制をさらに推進します。

【安心して暮らせる在宅サービスの充実】

高齢者自らが健康の保持・増進に努め、できる限り長く健康な状態を続け、ねたきりや認知症にならないよう、生活習慣病の予防や介護予防の事業を推進します。また、高齢者が援護を必要とする状態になっても、できる限り在宅で自立した生活が送れるよう在宅サービス事業を推進します。

【住みよきまちづくりの推進】

市民や事業者と協働して、高齢者等が安心して自由に外出し社会活動に参加できるよう、公共施設・公園・道路・民間施設などの生活環境が高齢者等に配慮され、すべての市民が安全で快適に暮らせるようなまちづくりを推進します。

【地域の福祉力を高める自主活動の促進】

すべての市民が高齢者の問題や介護の問題を自身の問題と認識し、互いに助け合い、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会が形成されるよう、地域住民や事業者などの自主的な社会貢献活動の展開を促進するとともに、小地域福祉活動を中心とした福祉コミュニティづくりなどに努めます。

【生きがいと社会参加の促進】

高齢者は地域社会の主要な構成員であり、自らの経験や能力を活かして活動することは活力ある地域社会をつくるうえで重要であるため、高齢者が地域コミュニティの形成や社会貢献活動において大きな役割を担えるよう、社会参加の機会の提供や施設の整備及び関係団体の支援に努めます。

表1 第1号被保険者と要介護認定者の推移等

(各年度9月末)

	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度
第1号被保険者数	107,781	111,394	115,206	118,709	123,160
要介護認定者数	21,964	23,066	24,239	25,389	27,753
被保険者に対する認定者の割合(%)	20.4	20.7	21.0	21.4	22.5

表2 施設等の整備目標

		既整備分	24年度	25年度	26年度
特別養護老人ホーム	床	1,647	0	129	100
介護老人保健施設	床	1,054	0	0	0
特定施設	床	601	3年間で179		
定期巡回型・随時対応型訪問介護 (夜間対応型訪問介護含む)	箇所	0	2	2	2
小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス含む)	箇所	6	1	1	1

いずれも地域密着型サービス(小規模)を含み、着工ベース。既整備分に関しては、事業者決定ベース

表3 介護サービス利用者の見込み

(単位:人)

	24年度	25年度	26年度
居宅サービス	14,919	15,916	16,903
施設サービス	2,622	2,808	2,948
居住系サービス	957	1,058	1,202
合計	18,498	19,782	21,053

注:各年度9月末の見込み。



平成24～26年度の
年額保険料は
→2ページ表4

【用語解説】 ※1 生活圏域・尼崎市では市域を支所単位の6地区に分けて設定

【計画実施のための推進体制の整備】

本計画の目標を実現するためには、市、県、国といった行政機関をはじめ、地域住民、保健医療福祉関係団体、事業者等の役割分担のもとで、互いの連携と協働により、円滑な推進体制を整備します。

介護保険事業計画

介護保険制度とは、老後の生活で大きな不安となっている介護を、社会全体で支えあうことを目的としたもの。40歳以上の方が加入者となり保険料を負担し、65歳以上の方が介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払って介護サービスを利用する仕組みです。65歳以上の方に負担していただく介護保険料も計画により3年を1期として改定されます。

【被保険者などの状況】

65歳以上の市民が対象の第1号被保険者数が、平成29年度には12万3160人と平成23年度の10万7781人に比べ約14%増加し、介護サービスが必要な要介護認定者数も2万1964人から2万7753人へと大幅な増加が見込まれています(表1参照)。

【施設等の整備目標】

高齢者が住み慣れた地域での生活を続けていけるように、身近な生活圏域(※1)ごとに市町村の裁量で整備する「地域密着型サービス」や、特別養護老人ホームなどの入所待機者の解消を考慮した主な施設等の整備目標は表2のとおり。

【介護サービス利用者の見込み】

要介護認定者数や施設の整備目標などから推計した▽居宅サービス(ホームヘルプやデイサービスなど)▽施設サービス(特別養護老人ホームなど)▽居住系サービス(グループホームなど)の利用者見込みは表3のとおり。

【介護保険料】

介護サービス利用者の見込みなどを基に算出した平成24～26年度の第1号被保険者保険料は表4(2ページ)のとおり。従前の第3段階のうち収入等が一定額以下の方について負担を軽減するために段階を細分化するとともに、新たな第8段階と9段階を区分する基準所得金額が200万円から190万円に引き下げられたことに伴い、保険料の急激な負担増を緩和する措置を講じています。

【新設サービス】

平成24年度より、地域密着型サービスとして定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を24時間利用できる「定期巡回随時対応型訪問介護看護」と、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたことにより、介護や看護を一体的に利用できる「複合型サービス」が創設されました。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料を改定しました。

表4 平成24～26年度 年額保険料

所得段階	対象者	平成24～26年度		平成21～23年度	
		年額保険料	保険料率	段階	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方	32,048円	0.5000	第1段階	28,265円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	40,060円	0.6250	第2段階	35,331円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	43,906円	0.6850	第3段階	42,397円
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階、第2段階、第3段階以外の方	48,072円	0.7500		
第5段階	世帯員に市民税が課税の方がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	57,686円	0.9000	第4段階	50,877円
第6段階	世帯員に市民税が課税の方がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	64,095円	1.0000 基準額	第5段階	56,529円
第7段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以下の方	73,710円	1.1500	第6段階	65,009円
第8段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の方	80,119円	1.2500	第7段階	70,662円
第9段階	※ 基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変緩和措置対象者	H24 85,458円 H25 90,804円 H26 96,143円	1.3333 1.4167 1.5000		
		本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	96,143円	1.5000	第8段階
第10段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	104,155円	1.625	第9段階	91,860円
第11段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上の方	112,167円	1.750	第10段階	98,926円

合計所得金額とは、地方税法第29条第1項第13号に規定する金額で、純損失、雑損失の繰越控除、特別控除額等適用前の金額となります。なお、介護保険法施行令により合計所得金額が0円を下回る場合には0円とします。

※ 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が190万円以上200万円未満の方。
従前の所得段階が第7段階の方で、基準所得金額変更により新たな所得段階が第9段階となる方です。

介護保険料滞納による給付制限について

みんなで支えあう介護保険制度では保険料の負担を公平に保つために、当初の納期限から一定期間経過した未納保険料があると、特別な事情がない限りその滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

① 1年以上滞納していると

利用した介護(介護予防)サービスの費用をいったん全額負担することになります。申請により認められると、後に保険給付分(費用の9割)が支払われます。

② 1年6か月以上滞納していると

一時的に保険給付分が差し止められます。さらに滞納が続く場合、差し止められた保険給付分から滞納している保険料に充当します。

③ 2年以上滞納していると

一定期間、利用者負担が1割から3割に引き上げられ、「高額介護(介護予防)サービス費」、「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」及び「特定入所者介護(介護予防)サービス費」が支給されなくなります。(時効成立のため、滞納分の保険料は納めることができなくなります。なお、時効成立により納付できなくなった保険料があったとしても、それ以外の滞納保険料が少ない程、この給付制限の適用期間が短くなります。)

平成24年度介護保険料決定通知書を送付します。

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は、3か年の給付サービスマ(見込み)や地域支援事業に要する経費等の総額(見込み)から、40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)の保険料、及び公費負担分を除いた額を、65歳以上の人数で割って計算して3年ごとに改定されます。

平成24年度から平成26年度の尼崎市の第1号被保険者の保険料は表4のとおりです。所得段階に関しては、従前の第3段階を細分化し、定収入額以下の方について負担を軽減しました。また、第8段階と第9段階を区分する基準所得金額を200万円から190万円に変更したことに伴い、保険料が大幅に上昇する方が生じることから、保険料の急激な負担増を緩和する措置を講じました。

被保険者に負担していただく保険料は、6月に第1～第11段階のどの所得段階に該当するかを確認して介護保険料決定通知書でお知らせします。

今年度の介護保険料は、4月1日現在の被保険者本人と世帯員の平成24年度市民税課税状況などで決定し、6月中旬に介護保険料決定通知書を送付します。

今年度の保険料が確定するのが6月になるため、年金からの天引きで納めている方(特別徴収)は、平成24年2月の納付額と同額の保険料が4.6月に差し引かれ、残りの保険料は、8.10・12・来年2月の各月に振り分けて差し引かれます。

納付書や口座振替を利用している方(普通徴収)は、4.5月には保険料の納付がなく、6月～来年3月まで毎月、納めていただきます。

詳しくは介護保険事業担当課
資格・保険料担当
TEL 06-6489-6376まで

介護保険料の納付には簡単・便利な
口座振替をご利用ください

各保険料を納付書(普通徴収)で納めていただいている方には、口座振替をおすすめします。納期ごとに金融機関へお出かけになる手間が省け、納め忘れがありません。

① 口座振替依頼書

介護保険事業担当課・各サービスセンター・各証明コーナー及び各金融機関に置いています。

② 被保険者番号が分かるもの

(介護保険被保険者証等)

③ 通帳

④ 印鑑(通帳の届出印)

をお持ちになり、金融機関の窓口で手続きをしてください。手続きが完了すると開始月を記載した通知をお送りします。手続き完了までに1～2か月を要することもあり開始月については依頼書に記載された希望開始時期に添えない場合があります。なお、開始月の前月までの保険料は納付書で納めてください。

詳しくは介護保険事業担当課資格・保険料担当

TEL 06-6489-6375まで

〈連帯納付義務について〉

普通徴収による保険料について被保険者の世帯主及び配偶者は介護保険法の規定により、保険料を連帯して納付する義務があります。

介護保険の自己負担が高額になったとき 「高額介護(介護予防)サービス費」

介護(介護予防)サービスを利用したときの自己負担は、原則としてかかった費用の1割です。1か月の間に支払った自己負担が高額になり、合計して上限額を超えた場合には、申請によってその超えた分が「高額介護(介護予防)サービス費」として支給されます。同じ世帯内でサービス利用者が複数いる場合は、世帯内で自己負担額を合計することができます。

○高額介護(介護予防)サービス費の上限額(月額)

利用者負担段階区分	上限額
一般世帯	世帯合計 3万7,200円
市民税世帯非課税	世帯合計 2万4,600円
・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者	個人単位 1万5,000円
・生活保護の受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・利用者負担を1万5,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人単位 1万5,000円 世帯合計 1万5,000円

○高額介護(介護予防)サービス費の対象とならないもの

- ・福祉用具購入費又は住宅改修費の1割負担分 ・施設サービス等での食費、居住費(滞在費)
- ・支給限度額を超えてサービスを利用したときの自己負担額

○申請のしかた 支給対象者には申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえ提出してください。

詳しくは介護保険事業担当課認定・給付担当 TEL 06(6489)6350 まで

介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき 「高額医療・高額介護合算制度」

介護保険と医療保険、両方の自己負担額が高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。介護保険と医療保険で、それぞれの限度額(1か月)を適用した後、年間の自己負担額を合算して限度額を超えたとき、その超えた分が支給されます。同じ世帯で、介護保険と医療保険の両方に自己負担額がある世帯が対象となります。

○高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額 (8月から翌年7月までの年間の合計額)

所得区分	後期高齢者医療制度 +介護保険 (75歳以上の人のみ)	被用者保険又は 国民健康保険+介護保険 (70~74歳の人のみ)	被用者保険又は 国民健康保険+介護保険 (70歳未満の人を含む)
現役並み所得者(上位所得者)	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得者2	31万円	31万円	34万円
低所得者1	19万円	19万円	34万円

○高額医療・高額介護合算制度の対象とならないもの

- ・福祉用具購入費又は住宅改修費の1割負担分 ・施設サービス等での食費、居住費(滞在費)
- ・支給限度額を超えてサービスを利用したときの自己負担額

○申請のしかた

毎年7月31日(基準日)にご加入の医療保険者に支給申請を行います。

なお、基準日に尼崎市の国民健康保険もしくは後期高齢者医療制度に加入する方のうち支給対象者と思われる方には、順次医療保険者(国民健康保険担当又は後期高齢者医療制度担当)からご案内させていただいています。

○介護保険自己負担額証明書の交付申請について

7月31日(基準日)に、尼崎市の国民健康保険もしくは後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入していた方が、計算期間に尼崎市の介護保険サービスを利用し、医療保険者に支給申請を行う場合(被用者保険に加入している場合等)には、「介護保険自己負担額証明書」が必要です。

証明書が
必要な方は

- ① 医療保険の被保険者証
- ② 介護保険の被保険者証
- ③ 銀行の預金通帳やキャッシュカードなど、口座振込先の分かるもの
- ④ 印鑑 を持って、介護保険事業担当課窓口へお越しください。



詳しくは介護保険事業担当課認定・給付担当 TEL 06(6489)6350 まで

介護
一次予防
教室

元気なうちから始めよう “健康教室”を実施します!。

募集中!!

保健所では介護予防事業として、調理実習を含む健康教室を行っております。地域の団体、グループの方に、「食えること」を通じて、健康管理や生活機能の維持向上に役立て、楽しみや生きがいを維持し質の高い生活を送ることを目的に行います。健康教室へ、お気軽にお申し込みください。

1 対象 市内在住の65歳以上の団体、グループ(およそ15名~30名)

2 内容 調理実習と講話又は講話のみ

- 【テーマ別】
- ・高齢者の体と栄養
 - ・免疫力を高める
 - ・低栄養、便秘予防
 - ・体温を上げる食事
 - ・胃にやさしい食べ方
 - ・夏バテから体を守る
 - ・噛むことの大切さ
 - ・朝食を上手にとる工夫
 - ・昼食(外食)の選び方
 - ・骨粗鬆症予防
 - ・生活習慣病予防の工夫
 - ・水分の上手なとり方

健康づくり推進員が
お手伝いします

3 場所 ①調理実習を含む場合(9月以降)：各支所栄養室又は保健所栄養室

②講話のみの場合：地域の施設、会館へ出向きます。

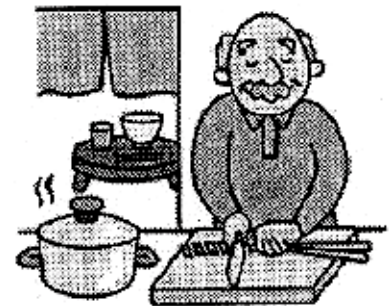
(※ 講話時間は30分~60分程度)

4 費用 ①調理実習を含む場合は要相談

②講話のみの場合は無料

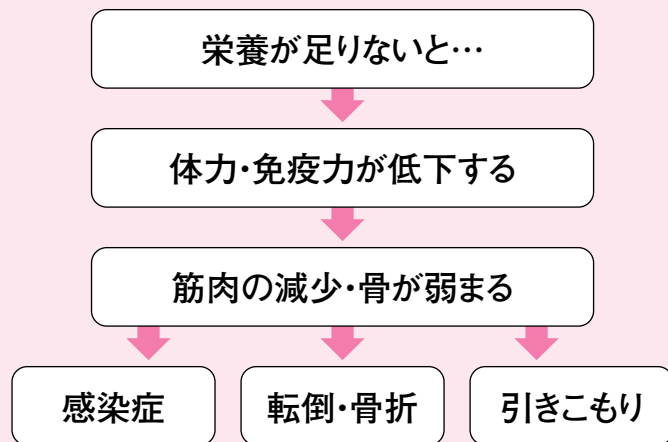
5 申込先 尼崎市保健所 健康増進課 管理栄養士まで

電話 06(4869)3053



食欲不振が続いたら要注意です。

運動不足・栄養不足から
生活機能の低下した方が増えています。



予防のためには、適度な運動と低栄養対策です。
健康づくりのために、皆さんと一緒に楽しく学んでみませんか!

『歯科衛生士訪問制度』 のご活用を

口腔ケア(お口のお手入れ)は肺炎の予防やお口の
リハビリテーションに有効です。

口腔ケアその他お口の相談のために歯科衛生士
を派遣します。対象は在宅で要介護になられた方、派
遣回数は3回を限度とします。費用は無料です。
※身体的な情報について「保健指導歯科情報提供
書」が必要です。

お申込み・お問い合わせ先

健康増進課 06(4869)3053

介護サービス事業者の 指定について(お知らせ)

これまで、尼崎市に所在する居宅系サービス事業所
及び介護保険施設は、兵庫県が指定を行ってしま
したが、「介護サービスの基礎強化のための介護保険法等
の一部を改訂する法律」等の施行に伴い、平成24年4
月からは尼崎市が行うこととなりました。

新規で事業所指定を受けたい、兵庫県で指定を受け
ていた事業所の変更届を出したい場合は、次の担当窓
口までお問い合わせください。

担当窓口：事業所指定・管理担当

市役所中館3階 高齢介護課内 06(6489)6322

高齢者に関する市役所のお問い合わせ先は…

名称	TEL	
介護 保険 事業 担当 課	介護保険制度に関すること	06(6489)6343
	保険資格と保険料賦課に関すること	06(6489)6376
	保険料徴収に関すること	06(6489)6375
	要介護認定審査に関すること	06(6489)6374
	要介護認定調査に関すること	06(6489)6922
	保険給付に関すること	06(6489)6350
高齢介護課	06(6489)6356	
中央支所地域福祉担当	06(6413)5381	
小田支所地域福祉担当	06(6488)5445	
大庄支所地域福祉担当	06(6419)2941	
立花支所地域福祉担当	06(6427)7778	
武庫支所地域福祉担当	06(6432)5400	
園田支所地域福祉担当	06(6492)1182	
健康増進課	06(4869)3053	

